

権利擁護

Q 離れて暮らしている母親が悪質な訪問販売で、高価な品物を買ってしまいました。軽い認知症があるので、今後も同じような被害にあわないか心配です。

高齢者を狙った消費者金融や悪質な訪問販売、住宅リフォームなど、高齢者の弱みにつけこんで、財産を奪ってしまう事件が増えています。地域包括支援センターでは、消費生活センターや行政などと協力して、適切なサービスが利用できるように支援するとともに、高齢者の被害を未然に防ぐよう努めています。

消費者相談機関

奈良県食品・生活相談センター TEL 0742-26-0931

Q 今は大丈夫ですが、認知症などの病気になったとき、一人暮らしなので財産管理が心配です。

将来、認知症などにより判断能力が衰えてきた場合に備えて、あらかじめ後見人を決めておくことが出来ます（任意後見制度）。地域包括支援センターでは、成年後見制度の利用にあたっては、以下のような支援をします。

- 成年後見制度の利用に関する判断
- 成年後見制度の利用が必要な場合の申し立て支援
- 成年後見制人候補を推薦する団体などの紹介 など



Q 成年後見制度以外に他に権利を守る制度はありますか？

地域包括支援センターでは、成年後見制度のほかに日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の情報の提供もします。

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）とは、認知症や知的障害、精神障害のある人など、判断能力が不十分な人のための社会福祉制度です。この事業では、利用者が地域で安心して暮らしていく為に、介護や福祉サービスの選択・契約の援助や、日常生活に必要な金銭管理などの相談や援助などを行います。成年後見制度と似ていますが、サポートする範囲が違います。

日常生活自立支援事業実施団体

（社）大淀町社会福祉協議会 地域福祉係 TEL 0747-53-0589

大淀町地域包括支援センター

大淀町桧垣本2090(大淀町役場2階) TEL 0747-52-7760

成年後見制度とは？

認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない人が、財産管理や日常生活でのさまざまな契約などを行うときに、判断がむずかしく不利益をこうむったり悪質商法の被害となることを防ぎ、権利と財産を守り支援する制度です。

●成年後見制度では、次のような法律行為が支援されます

財産の管理など
(財産管理)

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分配など財産に関する契約などについての助言や支援

日常生活での契約など
(身上監護)

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払いなど、日常生活に関わってくる契約などの支援

●成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度という2つの制度

法定後見制度

判断能力が不十分な人が、今すぐ成年後見制度を利用

任意後見制度

判断能力のある人が、将来にそなえて後見人を決める

2つの制度は利用する手順が違いますので、地域包括支援センターや町の担当窓口、お住まいの都道府県の(社)成年後見センター・リーガルサポートなどへご相談ください。

成年後見制度等申し立て機関

奈良家庭裁判所 吉野出張所 TEL 0747-52-2490

任意後見制度(将来のため公正証書の作成が必要)について

奈良合同公証人役場 TEL 0742-22-2966

高田公証人役場 TEL 0745-22-7166



成年後見人等には、どのような人が選ばれますか？

配偶者や親族、知人以外に、法律や福祉の専門家、または法人【社会福祉協議会や(社)成年後見センター・リーガルサポートなど】など、家庭裁判所が本人にとって最も適切と思われる人や法人などを選任します。また、複数の成年後見人等を選任する場合があります。

成年後見人等推薦・支援団体

高齢者・障害者支援センター(奈良弁護士会) TEL 0742-22-2035

成年後見ばあとなあ奈良(奈良県社会福祉士会) TEL 0742-26-2757

成年後見センター・リーガルサポート奈良支部(奈良県司法書士会)

TEL 0742-22-7666

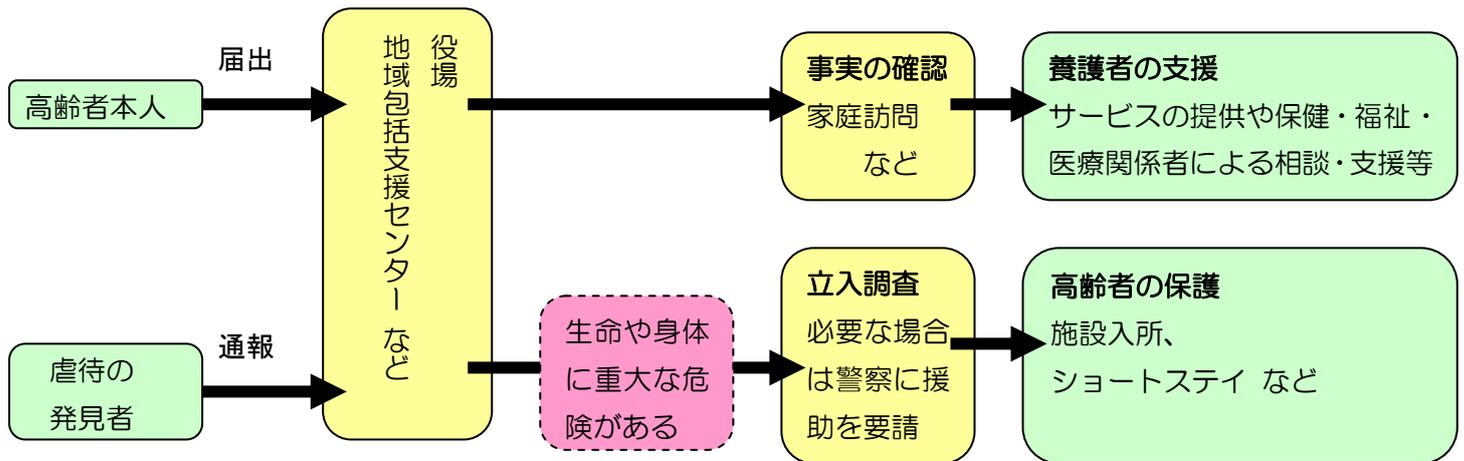
Q 近所に住む高齢者が虐待されているようです。何とかしたいのですが・・・？

「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」(以下高齢者虐待防止法)では、虐待に気づいた人は、市区町村への通報義務が定められています。

早期に発見し、第三者が介入することで虐待の深刻化を防ぐことができます。

虐待を発見したり、虐待があると思われたときは、地域包括支援センターや町の担当窓口にご連絡してください。通報者が誰であるかなどの個人情報の保護や、通報したことによる解雇などの不利益な扱いを受けないことも、法律で定められています。

緊急時には、必要に応じて老人福祉施設等への入所など、他の機関と連携して高齢者を守ります。



Q 認知症の父親を介護していますが、言う事を聞かないので、いけないと分かっているが無視をしてしまったり、強い口調でしかってしまいます。

介護者（養護者）が、介護により心身共に疲労し追い詰められていることも、虐待の原因のひとつにあげられています。

高齢者虐待防止法では、虐待をしている介護者も支援の対象としています。

地域包括支援センターでは、介護の負担やストレスを軽減するためのサービスを紹介したり、情報を提供します。まずはご相談ください。



大淀町地域包括支援センター

大淀町桧垣本2090(大淀町役場2階) TEL 0747-52-7760

高齢者の虐待

高齢者虐待防止法で、「高齢者」を65歳以上の人としたうえで「高齢者虐待」とは、**擁護者(高齢者を養護する人)による高齢者虐待及び要介護施設従業者(介護施設の職員など)による高齢者虐待、と定義しています。**

こんなことが虐待になります

「高齢者虐待防止法」では、高齢者の虐待として次の5つをあげています

身体的虐待

- ・たたく、つねる、殴る、ける、やけどを負わせるなど
- ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に与えるなど

介護・世話の放棄、放任

- ・空腹、脱水、栄養失調の状態のままにするなど
- ・ごみを放置するなど劣悪な住環境の中で生活させるなど

心理的虐待

- ・排泄などの失敗に対して高齢者に対して恥をかかせるなど
- ・子供扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口、無視するなど

性的虐待

- ・懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
- ・キス、性器への接触、セックスを強要するなど

経済的虐待

- ・本人に必要な額のお金を渡さない、使わせないなど
- ・本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用するなど

☆介護は一人で抱え込まないで！

高齢者の介護は、考える以上に大変です。高齢者の虐待が増えている原因のひとつには、「介護者の心身の疲労」があります。ショートステイやデイサービス等の介護サービスを利用し、介護者の心身のストレスを緩和することが必要です。

介護は長期にわたることも多く、家族だけで頑張っても限界があります。無理をせず、さまざまな制度やサービスを上手に利用して介護をしていきましょう。

困ったときや悩んだ時には、地域包括支援センターにご相談ください。



大淀町地域包括支援センター

大淀町桧垣本2090(大淀町役場2階) TEL 0747-52-7760